



No. 5

近畿地方整備局  
事業評価監視委員会  
令和6年度 第4回

## 第五管区海上保安本部(泉佐野) 第二庁舎

### 【事後評価】

令和7年1月  
近畿地方整備局

# 目 次

## 第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎建設事業 【事後評価】

1. 事業概要
2. 営繕事業の事後評価の考え方
3. 事業を通して得られた知見・学び
4. 今後の対応方針

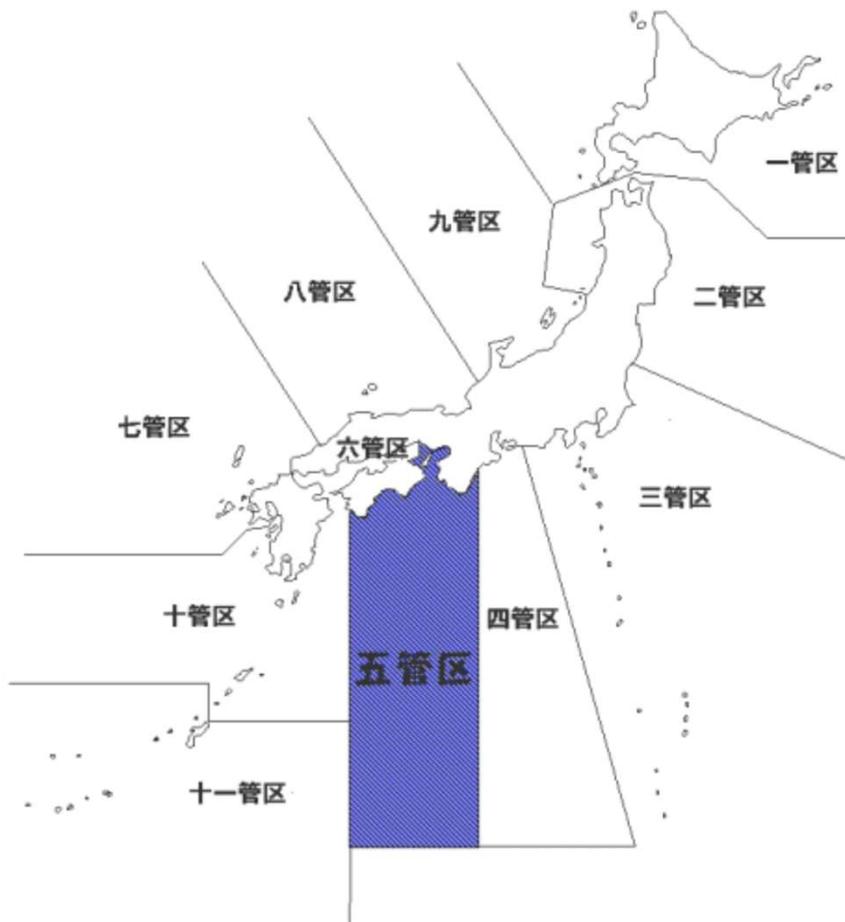
# 1. 事業概要

## 【第五管区海上保安本部の概要】

海上保安庁には、全国で11の区域に地方支分部局である管区海上保安本部があり、第五管区海上保安本部は、兵庫（日本海側を除く。）、大阪、滋賀、奈良、和歌山、徳島及び高知各府県の区域、並びにその沿岸水域を管轄しており、高知県などの南方はるか沖合 約1250km までの広範囲を担当水域とし、兵庫県神戸市にある本部のほか、20箇所ある海上保安部署・事務所と52隻の船艇、5機の航空機、そして約1500人の職員により、海上保安業務にあたっています。

第五管区海上保安本部は、昭和23年5月1日に神戸海上保安本部として設置され、昭和25年6月1日の組織改正による管区制の採用により現在の名称に改称されました。

第五管区海上保安本部HPより  
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>



# 1. 事業概要

～計画概要・位置～

## 【計画概要】

国家安全保障戦略（H25. 12. 17閣議決定）を踏まえ、領海警備・海洋監視能力の増強を図り、第五管区海上保安本部の体制を確保することとされている。既存施設は平成8年に建設された鉄骨鉄筋コンクリート造2階建ての事務庁舎であり、様々な特殊事情に対応するべく順次の増員や資機材の増加により庁舎の狭隘が著しくなっていることから、第五管区海上保安本部（泉佐野）第二庁舎を整備するものである。

## 【位置】大阪府泉佐野市



出典：国土地理院ウェブサイト

# 1. 事業概要 ~新庁舎の概要~

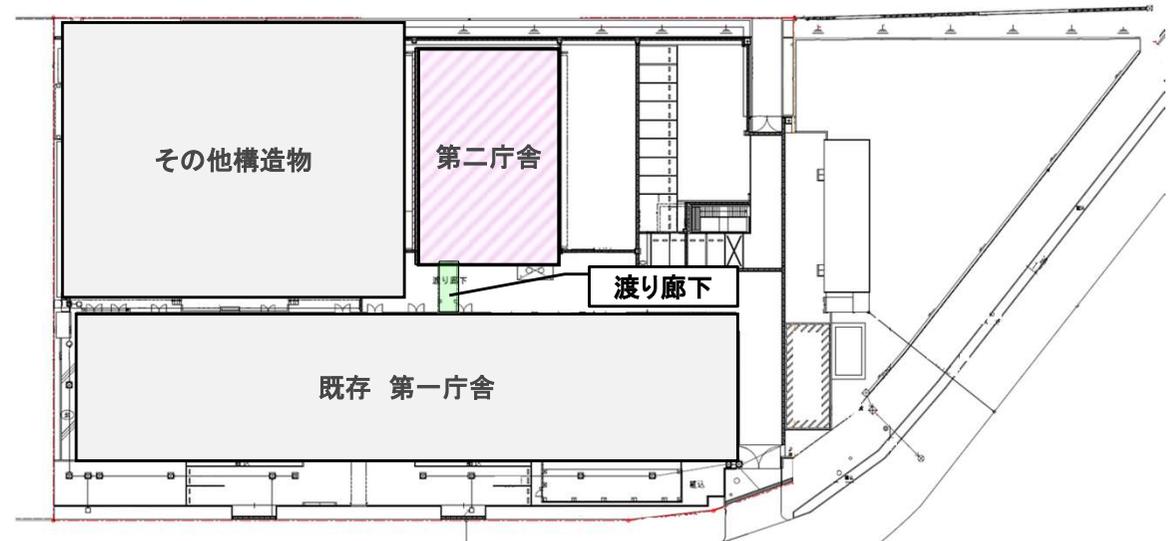
## 【新庁舎の概要】

第二庁舎 鉄筋コンクリート造 2階建て  
(978.27㎡)

渡り廊下 鉄骨造 2階建て  
(11.76㎡)

工事費 約4.7億円

事業期間 平成30年度~令和3年度



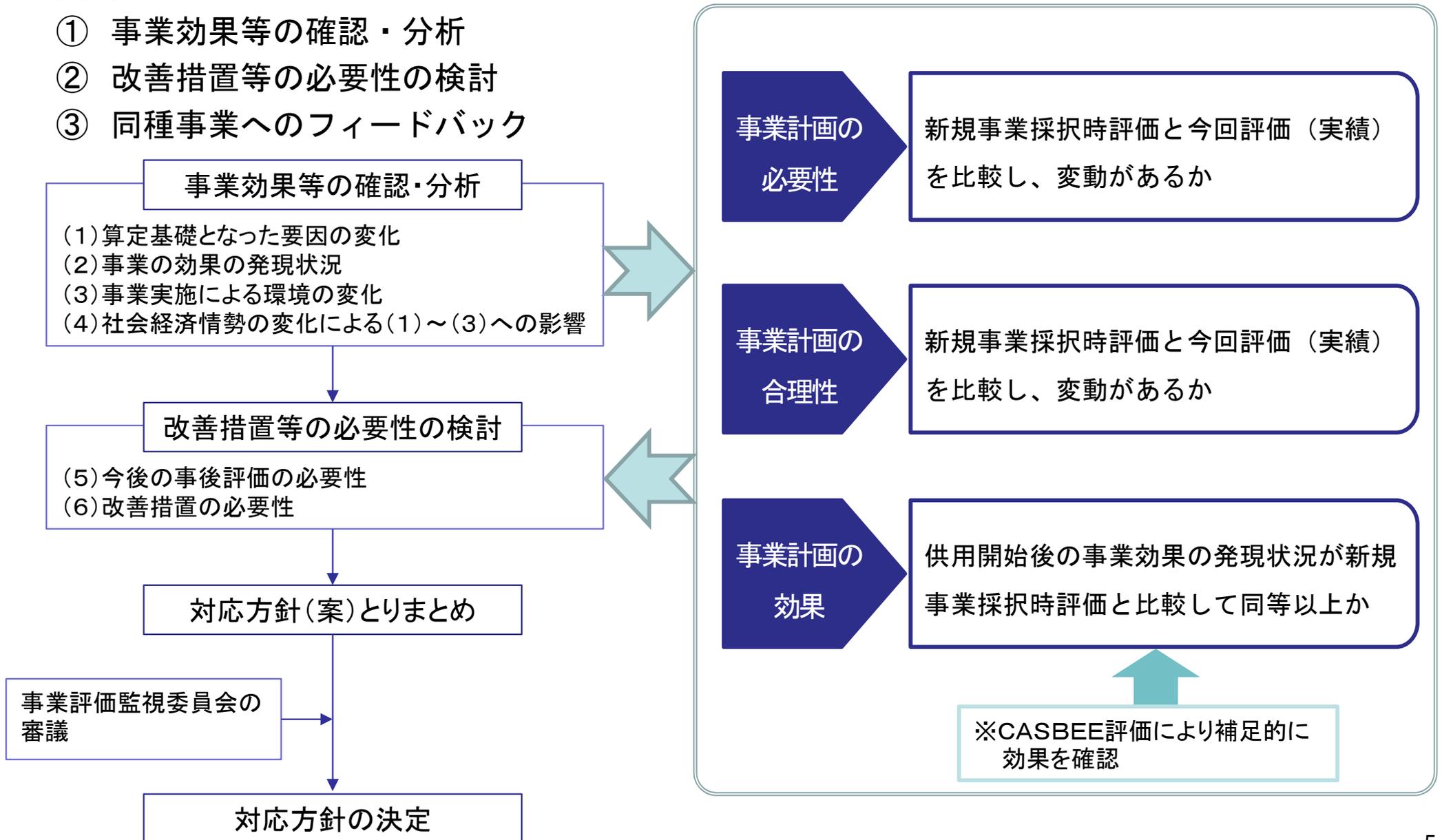
第二庁舎 ※画像を一部加工しています

# 2. 営繕事業の事後評価の考え方

## 【官庁営繕事業に係る事後評価の実施手順】

### 〈 事後評価の目的 〉

- ① 事業効果等の確認・分析
- ② 改善措置等の必要性の検討
- ③ 同種事業へのフィードバック



## 2. 事業効果等の確認・分析～事業計画の必要性～

### ①【事業計画の必要性】に関する評価

計画理由	評価	評点
新たな行政需要	当該行政需要への対応が特に緊急を要するもの	100点

**「事業計画の必要性」は新規採択時の評価から変化していない**

※評点が100点であることを確認

### 国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定)

#### 第IV章1(3)「領域保全に関する取組の強化」「抜粋」

我が国領域を適切に保全するため、\*上述した 総合的な防衛体制の構築のほか、領域警備に当たる法執行機関の能力強化や海洋監視能力の強化を進める。加えて、様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化する。

また、我が国領域を確実に警備するために必要な課題について不断の検討を行い、実効的な措置を講ずる。

\*上述した: 同章1(2)による総合的な防衛体制の構築



### 第五管区海上保安本部の体制確保

人員及び資機材の増大に伴う、執務スペース及び資機材の保管場所の確保

## 2. 事業効果等の確認・分析～事業計画の合理性～

### ②【事業計画の合理性】に関する評価

評価	評点
他の案では、事業案と同等の性能を確保できない。	100点

「事業計画の合理性」は新規採択時の評価から変化していない

※評点が100点であることを確認

#### 1) 賃借施設等について

- ・海上保安本部の近隣に、必要面積及び必要な耐震性能(耐震安全性の分類:Ⅱ類)に対応する賃借施設等は存在しない。

#### 2) 改修・模様替えについて

- ・新たな行政需要に対応した整備であり、近隣の施設も含め改修・模様替えで対応できる既存施設は存在しない。

## 2. 事業効果等の確認・分析～事業計画の効果～

### ③【事業計画の効果】（B1）業務を行うための基本機能に関する評価

分類	項目	内容
イ 位置	①用地の取得・借用	現公借地に建設している。
	②災害防止・環境保全	災害防止・環境保全上解消できる。
	③アクセスの確保	施設へのアクセスに支障が無い。
	④都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。
	⑤敷地形状等	施設全体の有効利用や敷地への安全・円滑な出入りが実現しやすい敷地形状・接道の状況である。
ロ 規模	①建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。
	②敷地の規模	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。
ハ 構造	①機能性（業務を行うための基本機能）	執務に必要な空間及び機能が適切に確保している。
事業計画の効果の評点		100点



「事業計画の効果・基本機能(B1)」が新規事業採択時と比較し同等以上の効果が適切に発現していることを確認

※評点が100点であることを確認

## 2. 事業効果等の確認・分析～事業計画の効果～

### ④【事業計画の効果】（B2）施策に基づく付加機能に関する評価

分類	項目	内容
社会性	地域性	地域防災へ貢献する取組
環境保全性	環境保全性	事務室等への照明制御の導入による省エネ化 太陽光発電による自然エネルギーの有効活用
	木材利用促進	内装等の木質化
機能性	ユニバーサルデザイン	一般的な取組が計画されている
	防災性	浸水への特別な対策

※新規事業採択時に想定していた効果



「事業計画の効果・付加機能(B2)」が新規事業採択時に想定していた事業の効果と比較し、同等以上の効果が適切に発現していることを確認

※各施策が当該施設の特性に合致していることを確認

## 2. 事業効果等の確認・分析～事業計画の効果～

### ④【事業計画の効果】 (B2) 施策に基づく付加機能に関する評価 (建物完成後に発現した具体的な内容)

分類	項目	内容
社会性	地域性	地域防災へ貢献する取組 ・発災時における業務継続を考慮した施設機能の確保
	景観性	関連する法令、条例、計画、協定等との整合 ・景観について各種法令の対象区域外であるが、周辺の景観に配慮した外観を採用

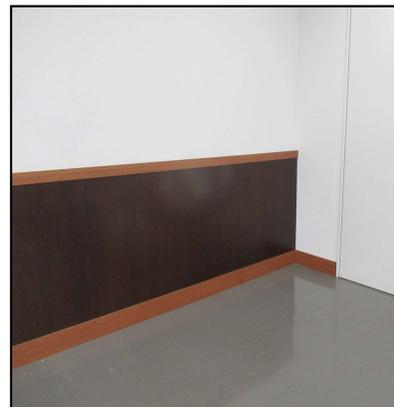
分類	項目	内容
環境保全性	環境保全性	事務室等への照明制御の導入による省エネ化 ・照明制御の導入  太陽光発電による自然エネルギーの有効活用 ・太陽光発電の導入  CASBEE(建築環境総合性能評価システム)の評価 ・BEE=1.5 Aランク(大変良い)の評価
	木材利用促進	内装等の木質化 ・内装等の木質化を実施



照明制御の導入



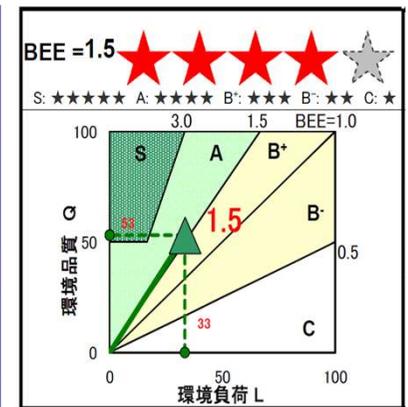
太陽光発電の導入



内装等の木質化を実施



内装等の木質化を実施



CASBEEの評価  
(建築環境総合性能評価システム)

## 2. 事業効果等の確認・分析～事業計画の効果～

### ④【事業計画の効果】（B2）施策に基づく付加機能に関する評価 （建物完成後に発現した具体的な内容）

分類	項目	内容
機能性	ユニバーサルデザイン	一般的な取組が計画されている ・明快な移動経路 ・通路及び室について移動しやすい十分な空間の確保
	防災性	浸水への特別な対策 ・電源設備の上階設置

分類	項目	内容
経済性	耐用・保全性	将来の機器更新に配慮した設備スペースの確保 ・機器更新に対応したスペースの確保、開口部の設置



明快な移動経路  
※画像を一部加工しています



電源設備の上階設置



機器更新に対応したスペースの確保、  
開口部の設置 ※画像を一部加工しています

# 3. 事業を通して得られた知見・学び

## ○知見

当該施設は、国家安全保障上に関わる業務を強化するために整備された施設であるため、発災時においても業務継続を可能としないといけない。よって、施設に要求される機能を的確に把握し、必要とされる施設機能を確保するための計画を作成することが必要である。

## ○学び

本施設の敷地が高潮浸水想定区域※であることから、業務継続が可能となるよう上階へ配置する室の検討・選定を実施した。このように入居する官署の発災時における活動内容を的確に捉え、柔軟にニーズに応じることが必要である。

※津波及び洪水については浸水想定高さが建物の地盤面より低いいため影響を受けない

# 4. 今後の対応方針(案)

## 1. 今後の事後評価及び改善措置の必要性

既存施設と空間的・機能的に連携できる新たな棟を増築したことにより、人員及び資機材の増大に伴う施設面積の不足が解消され、事業による効果の発現状況に問題は無く、現時点では同様の事後評価及び改善措置の必要性は生じないと判断できる。

今後経年による劣化度やエネルギー使用量などについて定期的な実態調査を行い、利便性や業務能率の低下を招くことのないよう、保全指導や適切な改修等のフォローアップを実施していく。

## 2. 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法について見直しの必要性

同種事業の計画にあたっては、本事業の取組を参考として、その施設を整備する地域や官署の用途に十分配慮し、より社会に貢献した良質な施設整備につながるようスピード感を持って事業に取り組むことが望ましい。

なお、現時点で事業評価手法について見直しの必要性はないと判断できる。